

本巢市シンボルマークの使用に関する要綱

平成16年9月1日

告示第153号

(目的)

第1条 この告示は、市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）が、市のシンボルマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「マーク」とは、平成16年本巢市告示第152号により制定された市のシンボルマークをいう。

(市民等の使用の承認)

第3条 市長は、次の各号の一に該当する場合にマークの使用を承認することができる。

- (1) 市民等が行う行事について、本市が共催、後援又は協賛する場合
- (2) 市民等が行う行事について、市の施策の推進上有益であると認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要と認めた場合

2 市長は、使用の承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第4条 マークの使用料は、無料とする。

(使用承認の申請等)

第5条 マークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、シンボルマーク使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市、市が出資する法人又は市内の公共的団体については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、シンボルマーク使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し)

第6条 市長は、前条の規定によりマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、既にした使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。
- (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用結果報告)

第7条 使用者は、市長が使用結果報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

シンボルマーク使用申請書

年 月 日

本巢市長 様

申請者 住 所

氏名又
は名称

マークを使用したいので、次のとおり申請します。

1 使用目的（何にマークを載せるのですか？番号を○で囲んでください。）

- 1 名刺 2 封筒 3 はがき・用箋 4 包装紙 5 紙袋・ナイロン袋など袋類
6 容器・パッケージ 7 シール・ステッカー 8 パンフレット・ポスター
9 看板・標識 10 旗 11 車両 12 Tシャツやトレーナーなど被服類
13 テレホンカードなどカード類 14 オリジナル商品（ ）
15 その他（ ）

2 使用の用途（マークを載せたものをどのように使いますか？使う場所・行事名など）

3 製作数など（商品等に使用する場合は、製造元や販売元を明記してください。）

4 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 連絡担当者

氏 名
電話番号

シンボルマーク使用承認通知書

年 月 日

様

本巢市長

印

年 月 日申請のあったマークの使用について、次のとおり承認します。

1 使用についての条件

- (1) 本巢市シンボルマークの使用に関する要綱を遵守すること。
- (2) 申請書の内容を遵守すること。
- (3)